令和 8 年度　第 2 回宮崎支部評議会議事概要報告

開 催 日 時	令和 8 年 10 月 19 日(月) 15:00～17:00
開 催 場 所	宮崎支部会議室
出　席　者	上山評議員　蔵本評議員･髙橋評議員･谷口評議員 橋口評議員･藤元評議員･谷田貝議長（五十音順）

議　　題

1. 令和 9 年度平均保険料率について
2. 中期戦略プランについて
3. 支部健康づくり戦略(案)に基づく令和 9 年度の事業方針について

議 事 概 要 （主な意見等）

1. 令和 9 年度平均保険料率について

資料 1-1、資料 1-2、資料 1-3 に基づき事務局より説明

【事業主代表】

資料 1-2(P17)今後 15 年間のごく粗い試算について、賃金上昇率が 2.0%は現実味があり妥当であると考える。保険料率に変更がなくとも、賃金が増えることで企業･被保険者の負担は今後さらに増加することが懸念されるため、見通しが良好な場合は、保険料率を引き下げるべきではないか。また、これまでに保険料率が大幅に引き下げられた事例はあるのか。

【事務局】

資料 1-1(P8)に示してある通り、過去旧政管保険時代の 1992 年度に保険料率を下げたことがあったが、同時に国庫補助率も引き下げられ、結果として、当時保有していた準備金が枯渇した経緯があり、保険料率引き下げの場合にはこのことにも十分留意する必要があると考える。

【事業主代表】

これまでの賃金上昇が低迷していた状況とは異なり、近年の賃上げをめぐる動向を踏まえ、今後の状況変化を見据えた検討が必要である。

【事務局】

賃上げという新たなフェーズに入り、将来を見通すことが難しい中にあって、準備金残高はどの程度が妥当なのか、また、保険料率上げ下げの基準はどうあるべきなのか等について、今般初めて検討のメルクマールの例が示されたところであり、今後、議論をさらに深めていければと考えている。

【学識経験者】

賃上げが進んでも、社会保険料などの負担により手取りの増加を実感しにくい状況にある。政府の意向は、賃上げを通じて消費を拡大させることにあると考えられるが、手取りを圧迫する要因を解消しなければ、消費の拡大にはつながりにくい。保険料率を抑えることに加え、国庫補助率の引き上げを交渉し、手取りの増加につながる方策を検討していただきたい。

【事務局】
貴重なご意見として承る。

【被保険者代表】
中小企業が加入する協会けんぽの標準報酬月額の水準は健康保険組合と比べると低く、国庫補助率が協会けんぽの財政の安定化に重要な役割を担っているため、国庫補助率の引き下げは容認できない。今後、国庫補助率の引き上げの働きかけについても取り組んでいただきたい。

【事務局】
貴重なご意見として承る。

【被保険者代表】
都道府県間の地域格差の縮小についても検討が必要であり、格差はできる限り小さいことが望ましいと考えるがいかがか。

【事務局】
保険料率の都道府県格差是正については、協会としても問題意識は共有しており、都道府県単位の保険料が地域の医療費を反映したものであることを踏まえ、医療費の地域差の縮小を図るための取り組みを進めているところである。特に高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀の 3 支部を対象に当該 3 支部と本部が連携し、外部有識者の助言を受けながら地域の健康課題の分析や課題解決に向けて取り組んでいるところであり、今後はこれによって得られた分析手法や、事業企画のノウハウ、効果的な事業の横展開をすすめ、支部間の格差縮小に努めてまいりたいと考えている。

【被保険者代表】
また、インセンティブ制度の評価指標についても、その妥当性を含めて検証する必要がある。

【事務局】
インセンティブのあり方については、中期戦略プラン（2027 年度～2029 年度）において、今後の制度運営状況、政府による保険者のインセンティブ制度に対する方針、健保・共済における後期高齢者加算・減算制度の実施状況等を総合的に勘案しつつ見直しを行う予定としている。なお、インセンティブ制度の具体的な制度の仕組みについては、健康保険法施行令及び規則で定められているものであり、協会の一存で変更できるものでないことは、ご理解いただきたい。

2. 中期戦略プランについて

資料 2-1、資料 2-2 に基づき事務局より説明

【事業主代表】
資料 2-1(P3)中期戦略プラン基本方針について、DX戦略はデジタル技術を使用してのツールであることは理解しているが、デジタル弱者へも十分配慮いただきたい。

【事務局】
貴重なご意見として承る。

3. 支部健康づくり戦略(案)に基づく令和 9 年度の事業方針について

資料 3-1、資料 3-2 基づき事務局より説明

【被保険者代表】
特定保健指導の案内が本社に届くため、該当者が本社以外の地域にいる場合、調整に手間がかかる。そのことを考慮し、本人が受け取りやすい送付先への変更は可能か。

【事務局】
日程調整については、相談に応じた変更は随時可能であるが、送付先を振り分けることについては個別の事業所の事情を考慮して対応してまいります。

【事業主代表】
人口減少により、中山間地域の医療機関も減少傾向にあるが、医療提供体制確保のためには具体的にどのような取り組みを行っているか。

【事務局】
実態として医療機関数の地域格差があるなど課題は多くあるため、県の地域医療構想等の会議にて今後も課題提起し、意見発信をしていく。協会けんぽとしては、健診機会の地域格差を解消する手段として、健診機関拡充への取り組みならびに健康診断を行うための健診車の派遣や、市町村と連携した健診機会の拡大に努めている。

【事業主代表】
女性特有の疾患だけでなく、男性特有の前立腺がん(PSA 検査)等の病気に対する健診はどのようになっているのか。

【事務局】
人間ドック健診で検査は可能であるが、オプションとなっている。但し、宮崎県内で人間ドック健診を受けることができる医療機関は 6 機関と少ない状況であり、引き続き幅広く人間ドッグ健診ができる機関を増やし、健診機会を拡大していくことが今後の課題と考えている。

【被保険者代表】
特定保健指導の実施担当者は対象者と同じ地域内の保健師が望ましいと考えるがいかがか。

【事務局】
実際に、市町村国保の特定保健指導の実施率が高い背景には同じ地域の保健師が関わることで、顔が見える関係性の中で取り組みを進められるため受け入れやすいと考えられる。協会としては、地域の保健師と連携した保健指導の仕組みを有しており、各市町村と交渉を進めているところであるが、地域保健師のマンパワー不足もあり、実施に至らないのが現状である。但し、今後も実施に向けて継続して交渉を行っていきたいと考えている。

【学識経験者】
資料 3-1(P5)顔の見える地域ネットワークについて、近年、あらゆる分野で県内での顔の見える関係が薄くなってきていると感じる。今後は活用を促すだけでなく、その良さや、意義を積極的に広く発信するとともに、関係機関と連携・協力しながら、ネットワークそのものの強化を図っていくことが重要と考える。今後の取り組みに期待したい。

4. その他

令和 8 年度の評議会開催スケジュールに基づき事務局より説明

【各評議員】
開催日程について、内容を確認のうえ、了承をいただいた。

《特記事項》
・次回は、令和 8 年 12 月予備日を設定し、開催の要否は12月上旬に連絡予定。
・12月に評議会の開催がなければ、次回は令和9年1月に開催予定。